

平成21年度 法科大学院入学者選抜試験問題

憲 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、60分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペン（鉛筆は不可）またはボールペンを使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 解答用紙は、2枚あります。2枚目の解答用紙にも受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
 - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

次の文章を読み、下記の設問に答えなさい。

1950年に公布された公職選挙法及び同法施行令は、投票現場自書主義の例外である不在者投票手続の一環として、疾病、負傷、妊娠もしくは身体障害のため、又は産褥にあるため、歩行が著しく困難な選挙人につき、選挙人の現在している場所において投票の記載をなし、これを選挙期日の前日までにその属する市町村選挙管理委員会に到達するよう郵便をもって送付し、または、同居の親族によって提出させる制度、いわゆる「在宅投票制度」を規定していた。ところが、1951年4月の統一地方選挙において、在宅投票制度が悪用され、多数の選挙違反が行われたため、国会は、1952年の公職選挙法の改正により、在宅投票制度を廃止し、その後も、同制度を復活する立法を行わなかった。

このため、歩行不可能あるいは困難な状態にあったXは、1968年から1972年までの間に施行された8回の国政選挙等の選挙で、選挙権を行使することができなかった。

(なお、以上の事案は、現行の公職選挙法の規定とは無関係のものとする。)

設問1. この事案に示された時点において、Xの側の代理人となったとして、どのような訴訟を提起し、いかなる請求をすることができるか。これまでの学説・判例を踏まえ、Xの請求を支える主張を展開しなさい。 [配点50点]

設問2. 設問1で展開したXの請求を支える主張に対し、提訴された側の立場から、反論を加え、さらに、あなたの見解を示しなさい。 [配点30点]